

広島経済大学経済研究論集
第32巻第3号 2009年12月

中国改革・開放端緒期の対外経済貿易推進 各種優遇政策

片 岡 幸 雄*

目 次

まえがき

- 一 重点的貿易政策, 貿易形態, 輸出入促進税制・外貨優遇政策措置
 - 1 関税上の優遇措置
 - 2 工商税の優遇措置
 - 3 工商所得税の減免措置
 - 4 外貨留成
- 二 外資系企業に対する関税, 工商統一税優遇政策措置
- 三 外資系企業所得税優遇政策措置
- 四 改革・開放端緒期の試行的対外経済貿易政策の位置づけ

ま え が き

改革・開放端緒期に部分的ながらも新しい貿易運営体制が導入されるようになり、それまでの指令性計画下という前提条件の下での貿易計画管理体制が部分的に改められるようになっていった状況については、拙稿シリーズ「プロレタリア文化大革命・四人組の混乱収束から改革・開放政策への転回過程における中国対外経済貿易機構の再編⁽¹⁾」において整理してきた。

改革・開放の方針に合わせて、従来と異なった新しい貿易のやり方が導入されてくるが、この推進のために、特に主軸とされる貿易形態に対して、輸出入促進税制や外貨優遇政策措置が導入されてくる。本稿では、これに焦点を合わせて、改革・開放端緒期における輸出入に係わる税制の特別優遇措置の体系的整理を試みる。その後の貿易の発展からみると、この重点的政策措置による貿易の動態の積極的評価

* 広島経済大学経済学部教授

の上に立って、その後この新しい形態のいくつかを主軸とした貿易が沿海部で本格的に発展、拡大させられていくから、本稿ではいささか複雑な当初の枠組を整理する作業を行う。

外資直接投資の導入は多目的的で、必ずしも輸出促進と裏腹の関係に立つものではないが、中国当局としては、当然ながら外資系企業による輸出促進も大いに期待するところであった。外国資本を外資系企業形態として導入するについては、この方式によって外国資本、技術、現代的経営管理を一括導入し、中国経済発展の新たな動力とするという観点から、積極的導入のために、中国民族資本企業に比べて特に企業所得税上優遇措置を与える仕組となっている上に、外資系企業の設備、技術の輸入上も優遇条件が与えられている。また、その製品輸出には優遇が与えられている。この意味で、外資系企業には二重、三重の優遇条件が与えられているわけである。その後外資系企業の進出が急速に進み、中国貿易に占める外資系企業の輸出入が急速に地位を高めていくが、これにはその競争力とともに上述の条件が背後に存在している事情がある。このことから、この面についても改革・開放端緒期の状況を体系的に整理した次第である。

一 重点的貿易政策、貿易形態、輸出入促進税制・外貨優遇政策措置

輸出促進優遇政策措置は貿易形態別に異なるが、この段階では、貿易形態は①通常貿易、②中継貿易⁽²⁾、③国家間援助物資及び大口贈与⁽³⁾、④補償貿易、⑤委託加工・組立貿易、⑥輸入加工貿易、⑦委託・代理貿易、⑧国境少額貿易、⑨その他に分けられている。この段階で重点的に優遇を与え、爾後の貿易の新展開にとって重要な動態的意味をもつ貿易形態に合わせて、以下優遇措置を見てみよう。

1 関税上の優遇措置

すでに触れた1979年8月13日国務院が発した『关于大力发展对外贸易增加外汇收入若干问题的规定⁽⁴⁾』の具体的展開として、同年9月3日に出された「开展对外加工装配和中小型补偿贸易办法」では、輸出商品の生産及び外貨収入の増加を主目的とする對外委託加工・組立と中小型補償貿易について、特別に規定を設けている。また、すでに別稿で述べた“以進養出”の積極的推進をはかるため、輸入加工貿易(進料加工)として特別の優遇を与えている。

① 對外委託加工・組立貿易—輸入原材料、部品、設備等の関税免除⁽⁷⁾

對外委託加工・組立貿易とは、外国業者が一定の原材料、部品、機械・器機主部品及び必要に応じてある種の設備を提供して、中国側工場が相手方の要求に

応じて、加工もしくは組立を行い、製品を相手方に売り渡し、中国側が加工賃を受け取る形の貿易方式をいう⁽⁸⁾。

② 中小型補償貿易—輸入原材料、部品、設備等の関税免除⁽⁹⁾

国家の大型補償貿易項目以外の軽工業、紡織製品、機械・電気製品、地方中小型鉱物産品、いくつかの農業副産品で、外国業者が技術、設備、必要な材料を提供し、中国側が生産を行い、その後生産された製品や産品で代価を償還する貿易方式を指す⁽¹⁰⁾。

③ 輸入加工貿易(進料加工)—輸入原材料、部品、設備等の関税免除

輸入加工貿易は、原材料、部品等を輸入して加工・組立し、製品を輸出する貿易方式のものをいう⁽¹¹⁾。

これは当初は、“以進養出”と呼ばれていたが、“以進養出”用物資で輸入原材料、補助材料などの国内配分価格、利潤、また税率が著しく高く、製品輸出で赤字が大きくなるようなものでも、国際市場で売れ行きがよければ、外貨創出率で引き合えば批准を経て、対外貿易部門が手数料だけをとって代理輸入してもよいし、また、関税や工商税を免除する方法をとってもよいとされていた。また、生産単位、供給単位が輸出製品を供給する場合、対外貿易部門が原材料、補助材料などを輸入して実際に引き渡した価格でコスト計算することとされていた⁽¹²⁾。

1981年8月1日実施された「專為製造外銷商品而進口原材料、零部件免税和管理弁法」の規定によると、外国販売専用商品のために輸入する原材料、部品は関税が免除されることとされる。ただし、国内加工・組立後の副産品やその他の原因で輸出できなくなり、国内販売されたものについては徴税される⁽¹³⁾。

④ 国境少額貿易—指定輸入品の関税減免

国境小額貿易は、中国国境少額貿易企業が指定された国境の港を通じて隣接国原産の貨物を輸出入するものであるが、輸入する貨物については、関連省、自治区人民政府が各地の具体的状況にもとづき政策と管理方法を定め、関税の減免対象商品を指定する形で実行される⁽¹⁴⁾。

2 工商税⁽¹⁵⁾の優遇措置

輸出商品の工商税免除

国によって輸出許可が与えられた商品は、外貨転換コストが当該年の貿易外貨内部決済価格より高い場合工商税は免除、低い場合情状を斟酌して減額できる⁽¹⁶⁾。

輸入商品の工商税免除

以下のものは工商税が免除される。

- ① 国の認可による先進技術及び見本機械の輸入
- ② 外国商人、華僑商人及び香港・マカオの工商業者が委託加工、組立加工及び中小型補償貿易を行うとき、契約の規定に基づく、生産上必要な原材料、部品及び設備の輸入
- ③ 直接科学研究、科学実験及び教育学習の分野に用いる計測器及び設備
- ④ 国の認可を経て、政策的に財政的補助が与えられている欠損商品、例えば食糧、原糖、農薬、化学肥料等
- ⑤ 加工輸出商品のために輸入する原材料、補助材料、包装材料及び部品は工商税の徴収を免除する(ただし、加工輸出商品を国内販売に転用した商品について、消費した輸入原材料、補助材料、包装材料及び部品は輸入工商税を追徴)。
- ⑥ 外国が中国で開催する経済、文化、科学技術等の展覧会の展示品は、展覧会終了後3ヵ月以内に国外に返送されるものは徴税しない。
- ⑦ 委託加工・組立加工受注企業が当該業務を担当する場合、外国商人、華僑商人及び香港・マカオ工商業者の提供する原材料及び部品の製品に占める割合が総額の20%以上のものは、加工、組立の完成製品及び加工、組立の収入所得に対し、工商税を免除することとする⁽¹⁷⁾(その加工、組立に対する収入所得は、最初に所得収入があった月から3年間は、国営企業の場合工商税を免除し、集団所有企業の場合には工商税を免除する。委託加工、組立加工の受注企業が、もしその他の工場に加工、組立を委託した場合には、外国商人と委託・組立加工契約締結の範囲内のものであれば、上述の原則に照らし処理することができる⁽¹⁸⁾)。

3 工商所得税の減免措置

上述⑦の項目の条件での製品の業務を行う集団所有企業は、工商所得税が免除される⁽¹⁹⁾。

4 外貨留成

従来の形での計画経済が行われていた時期、中国では当然ながら、中央が全体計画を立て、計画に従ってこれを遂行するということから、基本的には外貨収入は国家に集中管理され、統一的にバランスを取り、統一経営し、統一分配使用するという方針が採られてきた。しかし、1979年8月13日国務院は『關於大力發展對外貿易

増加外収入若干問題的規定』を發し、この中で貿易外貨及び非貿易外貨留成の実行を指示した。この時の全体的外貨管理は、外貨は国家が集中的に管理し、統一バランスを取り、主として国家の重点建設に用いることとされたが、これとともに貿易外貨及び非貿易外貨留成制度⁽²¹⁾を実行した。

貿易外貨留成の目的は、貿易によって稼いだ外貨の額に応じて、地方、各部門企業に一定の比率で外貨の使用枠を残し(外貨そのものを地方、各部門、企業が手許にもち、全く自由に使用できるというわけではなく、一部条件付きながら中央の集中使用を保留するという⁽²²⁾ことで、固有に留成という概念が使用される所以である)、地方、各部門企業は国家の関連規定に基づき、留成外貨を支配、使用して、生産の発展、業務の拡大のために必要とされる物資輸入をはかるといふことにある。各地方、各部門、各企業の留成外貨は、主として輸出生産の促進に使用することとされ、輸出貨源を増加し、輸出促進による外貨獲得の拡大策として設けられたものである。非貿易外貨留成は、観光、華僑送金、港湾収入などの外貨収入に対して設けられる外貨留成である。

この方法はかつて1958年から地方に対して導入され⁽²³⁾、67年まで続けられたが、68年からは地方の外貨の必要に応じて、外貨額度(枠)分配制に切り替えられた経緯がある⁽²⁴⁾。

外貨留成には二つの方式がある。一つは、超額留成と請負(包干)留成である。貿易に関していえば、前者は、前年の貿易の実際の外貨収入額を基数として、当年増加した超額部分の中から外貨留成分を設定するものである。後者は、規定の請負基数を達成した後、超過した額に対して定められた比率に応じ外貨留成分とするというものである。後者は一般に前者に較べて、留成比率が高い。

この当時の外貨管理は、外貨はすべて国家に集中し、統一経営するということであったから、あらゆる機構あるいは個人がえた外貨は、すべて中国銀行に売却しなければならない。必要な外貨は国家の批准した計画、あるいは関連規定に照らして中国銀行から買い付けるということになっていた。留成外貨は額度(与えられた金額枠)として与えられ、使用する時に、地方、各部門、企業は、各自の準備した人民元で以って銀行で外貨を買い付けるということになっていた。外貨額度は、丁度粮票(食糧配給保証切符)や布票で食糧や綿布を買う時、これらの粮票や布票と人民元を一緒に使用して食糧や綿布を買うことができるというのと似たような性格のものである。物資を輸入して外貨を支払う時には、外貨額度と人民元を銀行に持参して、外貨を買い付け、輸入物資の代金を支払う⁽²⁵⁾ということになる。

この留成外貨管理規定として、1979年対外貿易部と中国銀行は『關於各省、市、

自治区用地方外匯和留成外匯作以進養出周轉基金使用管理弁法的規定』と『關於各部門使用非貿易外匯留成進口物資的通知』⁽²⁶⁾を制定した。1982年國務院は、外貨留成の計算方法、留成範圍と比率の改定を行ったもようである⁽²⁷⁾。

関連資料としては、筆者が入手した限りでの最も初期の事情について触れている、1984年出版の譚慶豊・姚学聡・李樹森編著『外貿扶持生産実践』(中国對外經濟貿易出版社)によらざるを得ないが、当該書の脱稿の時期が1983年5月となっていることから、1982年の改定後の状況であろうと思われる(次の外貨留成の改定は1985年である)が、以下のその概要をみてみよう。

(1) 貿易外貨留成

① 超額留成

貿易外貨留成は、国家の割当任務を達成し、計画に合わせて市場供給を保証するという条件の下で、國務院各部門、各省、市、自治区が輸出商品を供給する場合、前年の貿易向けの実際の買付額を基数として、当年増加した超額部分に対して外貨留成を実行するというものである。外貨留成対象商品の範囲には、中央の部の管理商品、地方管理商品、“進料加工”(輸入加工)を含む“以進養出”輸出商品、外国向け“委託加工・組立(外国からの持ち込み原料の加工・組立輸出)”の加工賃外貨収入、中小型補償貿易の設備返還支払補償期間中の代金保証部分を除く外貨収入である。

食糧・穀物、食用油、原油、製品油、石炭、セメント、原木、鋼材、銑鉄、亜鉛の10種類の商品は中央の統一分配物資であることから、外貨留成は実行しない。また、外国商品の輸入によって代替し、輸出を行う場合、外貨借入の返還、補償貿易のために提供する輸出商品、對外經濟貿易部の経営責任によって国内市場で販売する商品(この当時としては国内で外貨によって販売するといったような場合……括弧内筆者)についても、外貨留成を実行しない。

② 請負(包干)留成

広東省、福建省、新疆ウイグル自治区、国防軍工業部委員会は、國務院の別の批准を受けて外貨の請負(包干)留成を実行する。

(2) 留成比率

① 中央の部管理商品

基数を超えて輸出に供給した部分の外貨収入については、留成比率20%、この内主管部門(生産部門と分配部門を含む)、地方(省、地区、県を含む)、生産企業(あるいは商品供給単位)で各々1/3留成する。主管部門に分配された留成外貨の内、工業品輸出によるものについては生産部門に70%、分配部門に30%配分する。

農副産品、特産品の輸出部分については、生産部門に30%、分配部門に70%配分する。

② 地方管理商品

地方管理商品は、基数を超えて輸出供給した部分の外貨収入について外貨留成を行う。留成については40%である。この外貨留成部分は地区、県及び企業(あるいは貨源供給単位)で適当に配分する。

③ “以進養出”

“以進養出”(輸入加工も含む)による輸出商品については、輸出純収入外貨により計算し、留成比率は15%とする。この内、中央の部管理商品については中央主管部門が30%外貨留成し、残りの部分は地方と企業に配分する。

④ 委託加工・組立業務の加工賃外貨収入の外貨留成比率は30%とする。

⑤ 中小型補償貿易については、補償期間中の設備代価の償還を除く外貨収入につき外貨留成比率は15%とする。

各地方、各部門、各企業の留成外貨は、主として輸出生産の促進に使用することとされる(最低限留成外貨の50%を下回ってはならない)。国内市場の調節用の物資輸入は、商業部の市場バランス上の需要にもとづき、その計画は商業部門の審査・批准を得なければならない。盲目的な輸入、経済上の損失・浪費を避け、政治的に⁽²⁸⁾みた悪い影響のないようにしなければならない。

二 外資系企業に対する関税、工商統一⁽²⁹⁾税優遇政策措置

1 関税と工商統一税免除

以下のものの輸入は、関税、工商統一税が免除される。

合弁企業

- ① 合弁企業が、契約の規定に従って、外国側合弁者の現物出資となる機械設備、部品・付属品、その他の物料
- ② 合弁企業が投資総額内の資金で輸入した機械設備、部品・付属品、その他の物料
- ③ 認可機関の認可を受け、合弁企業が増資して輸入して、国内で生産・供給を保証できない機械設備、部品・付属品、その他の物料
- ④ 合弁企業(合作企業についても同様である)⁽³⁰⁾が輸出の生産のために外国から輸入した原材料、補助材料、器具素材、部品、包装材料⁽³¹⁾

合作企業・外国企業

- ① 中外合作で海底石油採掘ための探査、開発作業に直接用いる機器、設備、付属

品、材料の輸入及び採掘作業用の機器・設備の製造に必要な輸入部品・材料については、海関総署・財政部「關於合作開採海洋石油進出口貨物征免関税和工商統一税的規定」(1982年2月28日国務院批准、同4月1日發布)⁽³²⁾に従って、輸入関税及び工商統一税の徴収が免除される。

- ② エネルギー開発、鉄道、道路、港湾の基本建設、工業、農業、林業、牧畜業、養殖業、近海漁撈、科学研究、教育及び医療衛生関係の中外合作企業が、契約の規定に従って輸入する、国内では供給不可能な先進的な機器・設備及び工場の建設、機器、設備の据付、補強に必要な材料については、輸入関税及び工商統一税の徴収を免除する。
- ③ 中外合作建設の観光ホテルが輸入する建材、ホテルの付属設備、建設工事の一部としての室内電気器具・設備、その他の必需品については、国務院の認可を経た「華僑資本、外国資本で建設する観光ホテルの輸入物資の徴免税に関する規定」に従って、輸入関税と工商統一税の徴収を免除又は減額する。
- ④ 中外合作による商業、飲食業、写真業、その他のサービス業、保守センター、職業訓練、旅客・貨物自動車輸送、近海漁撈及びその他の業種で輸入する貨物については、規定通り輸入関税及び工商統一税を徴収するものとする。
- ⑤ 外国企業が投資して輸入する生活用品、事務用品、非生産性交通手段、及び国の輸入制限物品については、「華僑資本、外国資本で建設する観光ホテルの輸入物資の徴免税に関する規定」に基づき減免税されるものを除き、すべて規定通り輸入関税及び工商統一税⁽³³⁾を徴収する。

三 外資系企業所得税優遇政策措置

外資系企業所得税に関して、以下のような優遇措置がある。

- ① 合弁企業で合弁期間が10年以上のものは、企業の申請、税務機関の認可を経て、利潤をあげはじめた年度から数えて1年目及び2年目は所得税が免除され、3年目から5年目までは所得税が半額免除⁽³⁴⁾される。
- ② 合弁企業、外国企業のいずれも、農業、林業など利潤が比較的低い部面での企業及び経済未発達の前地に設立されたといった企業については、合弁企業には一般的に与えられる①に規定された免税、減税優遇期限を超えて、また、外国企業にはその不利な条件に合わせて与えられる免税、減税優遇期限を超えて、財政部の認可を経て、さらにその後10年間引き続き所得税の100分の15乃至100分の30⁽³⁵⁾の減税ができる。
- ③ 合弁企業の合弁者が企業から取得した利潤を中国国内で少なくとも5年、また

はそれ以上再投資する場合、合弁者の申請、税務機関の認可を経て再投資部分について、既に納付した所得税税額の100分の40が返還される。5年未満で投資を回収した場合は、すでに返還された税額を返納しなければならない。⁽³⁶⁾

- ④ 合弁企業、外国企業のいずれも、年次欠損を出した時は、次年度の所得から相応の額をその補填に充てることができ、次年度の所得が補填に不足な場合は、その後の年度に引き続いて所得の中から補填に充てることができる。ただし、長くとも5年を超えることはできない。⁽³⁷⁾
- ⑤ 合弁企業の固定資産は、特別の事情で、減価償却を早める必要がある場合、また減価償却法を変更する必要がある場合、企業は申請し、所轄の税務機関の審査を経て、逐次財政部まで報告し認可を得る。⁽³⁸⁾

上に述べてきたところが、外資系企業に対して与えられる企業所得税の主要な優遇措置であるが、すでに拙稿で触れたように、地方所得税の軽減または免除に関しては、地方人民政府の裁量に委ねられているが、紙幅の都合上ここでは立ち入らない。⁽³⁹⁾

また、中国国内に機関を設立していない外国会社、企業、その他の経済組織が中国国内で使用されるノウハウを提供して得た使用料の所得税についても、所得税減免暫行規定がある。⁽⁴⁰⁾ 外国会社、企業、その他の経済組織で、中国国内に機関を設立していないが、中国に源泉がある配当、利子、賃貸料、特許権使用料及びその他の所得を有するものに関する所得税減免については、拙稿「プロレタリア文化大革命・四人組期の混乱収束から改革・開放政策への転回過程における中国対外経済貿易機構の再編(Ⅳ)」の「文末参考付表14」を参照されたい。⁽⁴¹⁾

なお、「中外合弁企業所得税法」第3条には「石油、天然ガス、その他の資源を開発する合弁企業の所得税率は別に規定する」と特記しているが、この具体的内容については確認することができない。⁽⁴²⁾

四 改革・開放端緒期の試行的対外経済貿易政策の位置づけ

本稿では、改革・開放端緒期における対外経済貿易政策の骨子について整理を試みた。まずは重点的貿易政策に焦点を当て、貿易形態の新展開、輸出入促進税制、外貨優遇政策措置等についてまとめ、進んで外資直接投資の導入と経済開発、貿易の推進に向けての外資系企業に対する各種優遇政策の枠組を示し、両者の内的相互関係が一目瞭然となるよう配置構成を試みた。元々改革・開放端緒期の時点で整理すべき課題ではあったが、中国の当時の事情からいえば、具体的に新しい方向に踏み出したものの、全般的事情については全面的に資料が公開されなかったこともあつ

て、十分に事情が把握できなかつた面もあつたため、今日の時点で明らかになつた点も含めて整理を試みたという次第である。

周知のように、中国は当時対外的にみて必要最小限のことしか資料を公開せず、中国内部の事情についてはほとんど事情を知らせないというような風潮があつた。中国側からすれば、外国側は我々(中国)の言うことに合わせて活動をすればよいのであつて、内部の事情など外国側が関知することなどいらないはずであるという姿勢であつた。主権国家としては、もっともなことと言えどもっともなことといえなくもないが、長期的、あるいは少なくとも中期的に考えても、内部の事情についてよく周知していなければ、外国側としても継続的かつ安定的関係を構築できにくい面もある。中国側としても、本格的にどう進めていくか様子見の姿勢の要素もあつたことが推測される。それ故に、対外開放も局部的、部分的であつた。

学会などで、その分野でかなり造詣の深いと思われる方々の発言の端々に、時として、中国の対外開放は当初から経済のグローバリゼーションの動きに合わせた新しい政策的指向だつたという認識をそれとなく窺う機会があるが、少なくとも当初からかなりの期間、中国の対外開放の実際の具体的指向は、経済のグローバリゼーションの動きに直接焦点を合わせた政策展開だつたということは難しい。中国は1986年7月 GATT の地位回復を申請するが、鄭海東氏の指摘するように、中国は GATT の地位回復そのものをさほど重大なことととらえていたわけではなかつた。⁽⁴³⁾ GATT それ自体の性格も、必ずしも今日の意味の経済のグローバリゼーションを直接に意識したものでなかつた。中国が経済のグローバリゼーションに焦点を合わせて戦略を組むようになったのは、90年代の後半からである。⁽⁴⁴⁾ 1998年江沢民は、経済のグローバリゼーションは世界経済発展の客観的な趨勢であり、いかなるものといえどもこれを避けて通ることはできない以上、いずれもこれに参画していかざるをえないことをはっきりと明言した。⁽⁴⁵⁾ 逆にいえば、それまでの中国の改革・開放政策は、必ずしも経済のグローバリゼーションの流れを直接に強く意識し、反映したものでなかつた。

経済のグローバリゼーションの推進者からみれば、推進者にとっては生産要素と資源の最適配置への指向ということになるのは当然のことである。現下の経済のグローバリゼーションは、かつての国際貿易を主とした国際貿易時代という経済のグローバリゼーションから、全地球的な生産要素の大規模な流動と資源の配置の内容が含まれる国際生産時代として特徴づけられる性格に変容した経済のグローバリゼーションとみなされる。当然ながら後者には前者の内容が含まれている。すなわち、前者は全般的には国際間における生産要素の非移動性を前提とした比較優位原理に

導かれる貿易による生産要素と資源の世界的配置の編成替えであり、後者は国際間における生産要素の流動性を組み込んだ世界的生産要素と資源配置替えを意味する。いずれも、経済のグローバリゼーション推進者からみれば、推進者の置かれた歴史的客観条件と要求から出た自由貿易主義的内容のものとなる。

しかし、この時期の中国の対外開放は、対外開放は行うが、それは自己の改革の一環としてのものであり、その限りにおける対外開放というように位置づけられていた。外部の経済のグローバリゼーションの動きは与件的条件ではあったが、この動きに全面的にピタッと合わせて改革の内容を進めたわけではない。飽くまでも自己の主体的改革に基づいて行ったのである。自己の改革内容に合わせて、外部の条件と接合できるものは利用するというスタンスであった⁽⁴⁶⁾。新しい経済建設に重点を置くという方針は、経済の効率化に重点をおくといったとしても、生産要素の賦存状態からすれば、実際には潜在的には生産力としての存在ではあるが、生産力としての有効な発動をみない労働力が多数存在しており、要素の配置替えによって効率化をはかるという戦略政策以前の問題が底辺に深く横たわっていた。生産要素の最適効率の配置とはいわないまでも、先ずもって非生産的労働力の生産的労働としての発動への実現を如何にはかるかという問題部分があったのである。このためには、労働力を除く生産要素の配置を基本的にはほぼそのままにして(そうする以外に方法がない。このことから、経済のグローバリゼーションに直接対応する自由貿易主義的政策を採用することができない)、非生産的労働力を何らかの形で有効に労働化する形で発動させることを探ったのであろう。この段階で、この過程を試行的に行ったとみることができる。中国の対外開放が、経済のグローバリゼーションを睨みながらも、経済のグローバリゼーションと一線を画し、距離をもったものとならざるを得なかった理由であろう。中国の指導者が、屢々使用する国情という用語に含まれる内容と関連しよう。

この点に関して言えば、かつてミントが低開発国の貿易による発展を論じた際、国際貿易の「古典派」理論と呼ばれているもののなかから、所謂「比較生産費原理」と区別して、スミスの後世「余剰のはけ口」理論と呼ばれる貿易問題の認識から出て、「ここで……外部との接触を経験したことの無い一国の低開発経済における半遊休的状态にとじこめられた、スミスのいわゆる〈非生産的〉労働の原型を得ることができ⁽⁴⁷⁾」とし、「ここでの貿易の機能は、……国際貿易が欠如していた場合には未利用のままに残されていたであろう余剰資源の産出物に対して新たな有効需要を提供することにある」のであり、これに対して、「一国の資源が一定であり、その国が国際貿易を開始する以前にすでに完全雇用にあることを仮定している」比較生

産費理論における「貿易の機能は、一定の資源を当該国に開かれた新たな一連の相對価格に照らして国内生産と輸出との間により効率的に再配分することにおかれる」のであって、貿易とはいっても両者の貿易の起点と両者の貿易の機能は異なるという。後者の「技術一定、完全雇用の仮定のもとでは、輸出生産は国内生産の削減という代価を払ってはじめて増大させることができる⁽⁴⁸⁾」という理論構成になっているから、低開発国が貿易に入っていく形は、「比較生産費原理」に沿ったものとは状況を異にするというわけである。

スミスの考えの中では、余剰は生産物を意味するから、筆者がここで問題とする中国の余剰生産要素概念とは異なる。しかし、ミンツの指摘から示唆をうけた筆者の考えからすれば、従来計画経済の中で直接外国市場と結びつく機会がなく、遊休労働力を外国の有効需要に合わせて労働として発動する労働化の過程と機会のなかった、中国の新たに開放された地域の国際経済化の過程は、上述のミンツの指摘した過程の進行ととらえることができる。この場合は、比較生産費原理に沿った生産要素、資源の配置替えによる貿易の利益の追求ではなく、それに到る過程での遊休労働力動員にもとづく労働による輸出部分の新構築物といえる。中国の国情からすれば、スミスのいう有効需要とならない潜在的余剰生産物を生産する労働力以外の生産要素の遊休状態はほとんど存在しないから、主として労働力生産要素が中心的遊休生産要素ということになる。このことから、他の生産要素を外国から持ち込み遊休労働力と結合して労働力の労働化をはかる、サービス貿易的色彩の濃い加工貿易の発展の存在が浮かびあがるということになる。

ミンツは、上述の部分の拡大による貿易は、その移行局面が終わると、比較優位原理による貿易の世界にとってかわられるということに同意しつつも、なおかつ低開発性ということが固有に問題となる低開発国におけるこの移行過程の重要性を強調する。今ここではこれ以上ミンツの議論に深入りすることは止めにするが、中国はこの段階で、非生産的労働力を何らかの形で有効に労働化する形で発動させることを意図した、所謂比較生産費原理に沿った形と区別される加工貿易の立ち上げに向けての試行を開始したといえる⁽⁴⁹⁾。この形での貿易展開は、比較生産費原理に沿った形での貿易の展開と対立・矛盾するものではない。遊休的・非生産的労働力を有効に労働化する形で発動させる輸出は、比較優位原理に沿った生産要素、資源の配置替えによる国際分業としての貿易ではないが、潜在的可能比較優位輸出商品の実体化であり、追加的増加、横への拡大であるから、両者は対立的存在ではない。この性格をもった加工貿易は、条件によっては急速に拡大する可能性を秘めるが、この成果による輸入も増える可能性があり、すでに述べたように、この貿易は比較優

位原理に沿った生産要素、資源の配置替えによる国際分業としての貿易ではないから、比較生産費原理に沿った形の貿易による国際分業が構築されていく過程より緩慢となる可能性が強い。別著で触れたが、その後の中国貿易展開が重商主義的貿易政策の性格をもつといわれる背景には、この点も関連していると考えられる。ともあれ、中国はこの段階で、上述二つの型の貿易の展開に目を向け、その重点的戦略指向を探り始めたのである。外資の導入も、全般的な外資導入レベルのもの、貿易の発展に焦点を当てたもの、企業の体質改善・強化を目指すものに分けられるが、これらが併進重層的に進められる構想が窺われる。

注

- (1) 『広島経済大学経済研究論集』第27巻第2号，2004年，同30巻第3・4号，2008年，同31巻第3号，2008年，同31巻第4号，2009年の各号を参照されたい。
- (2) これは中国が他国から貨物を購入し、中国の関税領域を通じて他国に販売する貿易を指す。1981年以前建国初期少しばかり保税制度の利用が行われていたが、81年「中華人民共和国海関対保税貨物と保税倉庫監管暫行弁法」が制定され、保税制度を利用・運営した貿易が展開するようになった。この中では、保税貨物は①入境後税関の特別許可を得て輸入納税手続を延長しているもの、②保管後戻し輸出しようとする貨物の二種類に分けられているが、貿易形態上②、④、⑤、⑥、⑦などは保税対象であるが、当時輸出推進の重点である加工工程に焦点を合わせた④、⑤、⑥は後戻し輸出されるもので、実態に合わせて関税免除されるが、他は一応保税されるが、同時に関税の免除となるわけではなく、関税支払の延期が行われるにすぎないようである（主として運転資金上の便宜をはかるためであったようである）。このためと思われるが、1985年からは中継貿易は通常貿易に区分統計されるようになる（《中国海関百科全書》編纂委員会編集部編輯『中国海関百科全書』，中国大百科全書出版社，2004年，552頁）。この制度に基づく関税免除措置までも与え、中継貿易を積極的に展開するようになるのは、1990年以後保税区を設けてからのようである（王福明主編『中国企業進出口貨物通関実務全書』，中国対外経済貿易出版社，1994年，48～50頁，52頁，195～196頁）。
- (3) 1951年の「暫行海関法」及び「海関進出口税則」では関税免除と記されていないが、85年の「進出口関税条例」では関税免除（この場合国際組織、外国政府無償贈与物品となっている。第24条）と記されている（「中華人民共和国進出口関税条例」，中華人民共和国海関総署編『中華人民共和国進出口関税条例，附：中華人民共和国海関進出口税則』，中国対外翻訳出版社，1985年，iv）。1980年から国務院，海関総署は項目に応じて管理を別々に担当させるようにし、各々の担当に審査を委ね、関税免除判断も、その審査と関連規定によることとしたようである（《中国海関百科全書》編纂委員会編集部編輯『中国海関百科全書』，中国大百科全書出版社，2004年，146～147頁）。なお、1951年の「海関法」が改められた87年の「海関法」では、明確に全面的関税免除が謳われている。これには1万元以上のものが統計されており、1985年から独立項目として税関統計に載せられる華僑、香港・アモイ・台湾同胞及び外国籍華人からのものも含まれているが、これに対しては基本的には95年ま

- で関税免除とされていたが、96年から全額徴税に切り替えられた(同書, 148頁, 306頁)。
- (4) 『広島経済大学経済研究論集』同31巻第3号, 2008年, 97~98頁参照。
- (5) 「開展対外加工装束和中小型補償貿易弁法」第2条, 国家計画委員会条法弁公室編『重要経済法規資料選編・1977-1986』, 中国統計出版社, 1987年, 1105頁, 日本国際貿易促進協会『中国対外経済関係法令集』, 1984年に同「弁法」邦訳がある(73~77頁)。
- (6) 拙稿「中国改革・開放端緒期における輸出振興政策措置」, 『広島経済大学経済研究論集』第31巻第1号, 2008年, 3~6頁。
- (7) 前掲「弁法」第11条, 前掲「選編」, 1104頁, 前掲邦訳書, 75頁。
- (8) 同上「弁法」第1条, 同上「選編」, 1104頁, 同上邦訳書, 73頁。①外国側が提供した設備代価は加工賃から支払う。②別の方法として, 持ち込まれる原材料, 部品と製品を値決めして別途契約し, 差額を儲けとして受け取り, 設備代価を支払う方法もある。なお, 上述のように, 外国業者と中国側工場が直接的関係に立たず, 対外貿易部門が外国業者と先ず契約し, その後工場生産を組織し, 対外貿易部門と工場との間の売買関係により処理されるケースもある(第1条)。
- (9) 同上「弁法」第11条, 同上「選編」, 1104頁, 同上邦訳書, 75頁。
- (10) 同上「弁法」第1条, 同上「選編」, 1104頁, 同上邦訳書, 73頁。原則上生産された商品で償還され, その他の商品で償還される必要がある場合, 中央管理商品は国家計画委員会及び対外貿易部による審査・許可を要し, 地方管理商品は省, 市, 自治区による審査・許可を要する(第1条)。
- (11) 「以進養出試行弁法」(1979年3月26日国務院批准発布), 全国人大常委会法制工作委员会審定『中華人民共和国法律分類総覧・経済法卷(下巻)』, 法律出版社, 1994年, 478~479頁。
- (12) 同上「弁法」, 同上『総覧・経済法卷(下巻)』, 479頁。
- (13) 《中国海関百科全書》編纂委員会編輯部編輯『中国海関百科全書』, 中国大百科全書出版社, 2004年, 313頁。具体的な税関の対処の方法としては, 輸出相手方の全額引き取り条件で, それに必要な原材料, 部品等を輸入する場合は, 輸入時点で輸入関税は免除されるが, そうでない場合は, 指定14原材料, 36部品については, 先ず輸入時点で前以て95%, 85%関税免除処置し, 後に実態に合わせて追加徴税あるいは還付する。その他指定のない輸入原材料, 部品で, その使用比率が輸出品価値の20%以上(20%を含む)の場合も, 先ず輸入時点で前以て85%関税免除処置し, 後に実態に合わせて追加徴税あるいは還付する(同書, 同頁)。
- (14) 同上書, 27頁。関連した貿易として, 国境地方貿易と国境地区住民相互交換市場取引がある。前者は中国の国境地方政府と隣接国地方政府の間の貿易で, 1985年以前には通常貿易の項目に入れられていたが, 85年からは通常貿易から分けられ, 国境少額貿易を含めたものとして統計されるようになり, 86年には国境地方貿易・国境少額貿易と改められて統計されるようになった(同書, 27頁)。後者国境地区住民相互交換市場取引は国境線20キロメートル以内で, 政府の認可した開放地点, 指定した集市で行われる貿易である。国境少額貿易統計に含まれないが, 関連省, 自治区人民政府が各地の具体的状況にもとづき国境地区住民相互交換市場取引管理法を定め, その範囲, 物品の種類, 関税の減免とする限度額を規定する(同書, 27~28頁)。
- (15) 工商税は, 1958年に設けられた工商統一税を統一する形で, 73年から試行(「中華人民共和国工商税条例(草案)」〈72年3月30日国務院批准〉, 日本国際貿易促進協会『中国対外経済関係法令集』, 1984年に同「条例(草案)」及び「工商税税率表」邦訳, 400~406頁がある)

- された流通税の性格の税である。この時の工商税収は元の工商統一税と同附加税を統合した工商税、工商所得税、塩税、関税、都市不動産税、車両船舶使用鑑札税、屠殺税、家畜取引税、農村市場取引税(1964年徴税停止したが、税種としては残された)、不動産権利取得税の10種である。これに連動して、農業税も11種とされた(劉隆亨著『中国税法概論』, 北京大学出版社, 1986年, 13~14頁)。1979年以後税制の改革が進められるが、工商税の編成替えによって、84年産品税、増値税、営業税など独立した形にされ、これまでの工商税の優遇措置は産品税や増値税の形に切り替えられる(金鑫主編『中国税收実務全書』, 经济管理出版社, 1995年, 103頁), 南部稔著『現代中国の財政金融政策』, 多賀出版, 1991年, 410~411頁, 489~498頁)。
- (16) 対象商品は貨物供給単位が輸出部門に売り渡す時減免税控除後の価格で清算する。生産コスト上の欠損の場合は適用外である。すでに工商税を支払い済みの場合は還付しない。すでに工商税の減免を受けた輸出商品を国内転売する時は税率20%以上のものは追納, 19%以下の場合は追納の必要がない。輸出部門あるいは生産経営単位が減免申請する場合は、所在地税務機関に関連資料を提出しなければならない。
- (17) 上述の輸入免税された原材料, 補助材料, 部品及び製造された商品が国内販売のために転用されるときは、規定に照らし追加納税をするものとする。煙草, 酒は高税率産品のため、一般規定に照らして徴税される。
- (18) 「輸出入商品の工商税に関する徴免税規定」(財政部關於進出商品征免工商税の規定, 1980年12月30日通知), 日本国際貿易促進協会『中国対外経済関係法令集』, 1984年の同「規定」邦訳, 83~84頁。外貨借款建設項目による建設プロジェクト(国内貸付も含む), 中小型補償貿易プロジェクト, 輸出商品専門工場等の生産した製品については、原則的に工商税は免除されない。
- (19) 同上書, 84頁。1973年から施行された「中華人民共和国工商税条例(草案)」では、国営企業は工商税のみを納付し、集団所有制企業は工商税と工商所得税の両方を納めることになっていた関係からである(劉隆亨著『中国税法概論』, 北京大学出版社, 1986年, 14頁)。
- (20) 『關於大力發展對外貿易增加外收入若干問題的規定』そのもの内容については、拙稿「プロレタリア文化大革命・四人組の混乱収束から改革・開放政策への転回過程における中国対外経済貿易機構の再編(Ⅲ)」, 『広島経済大学経済研究論集』第31巻第3号, 2008年, 98頁, 脚注(93)を参照されたい。張天栄・肖冬連・王年一主編『中国改革大詞典』, 中国国際広播出版社, 1992年, 24頁。
- (21) 張天栄・肖冬連・王年一主編『中国改革大詞典』, 中国国際広播出版社, 1992年, 24頁。
- (22) 于光遠主編『經濟大辭典(上)』, 上海辭書出版社, 1992年, 529頁。
- (23) 拙稿「中国對外貿易機構の変遷(Ⅲ-2)」, 『広島経済大学経済研究論集』第19巻第1号, 1996年, 94~95頁。当時は“外貨分成”と呼ばれた。
- (24) 呉巍・宋公平編著『中国外管理』, 中国金融出版社, 1991年, 246頁
- (25) 譚慶豊・姚学聡・李樹森編著『外貿扶持生産実践』, 中国對外経済貿易出版社, 1984年, 66~67頁。
- (26) 同上書, 67頁, 于光遠主編『經濟大辭典(上)』, 上海辭書出版社, 1992年, 529頁。
- (27) 張天栄・肖冬連・王年一主編『中国改革大詞典』, 中国国際広播出版社, 1992年, 24頁。
- (28) 譚慶豊・姚学聡・李樹森編著『外貿扶持生産実践』, 中国對外経済貿易出版社, 1984年, 66~69頁。
- (29) 工商税と工商統一税について、少しばかり説明をしておきたい。工商税については上段の注(15)で触れたが、1973年の「中華人民共和国工商税条例(草案)」は試行されたものでは

あったが、立法手続きを経て対外的に公布されたものではなかったため、対外的には立法手続きを経た1958年の「工商統一税条例(草案)」が法的効力をもつものとして、外資系企業に適用されることになった。国内的には工商税、対外的には工商統一税が適用されることになった。両者には内容的に差異があるので、両者のうち外資系企業には低い税率を適用し、減免を与えるという措置をとるということにした(劉隆亨著『中国税法概論』, 北京大学出版社, 1986年, 260頁)。最終的に工商統一税が廃止されるのは、1993年の全国人民代表大会常務委員会「關於外商投資企業和外国企業適用增值稅, 消費稅, 營業稅等稅收暫行條例的決定」(93年12月29日第8屆全國人民代表大會常務委員會第5次會議通過, 同日中華人民共和國首席令第18号公布)によって、58年の「工商統一税条例(草案)」が廃止され、94年1月1日から國務院發布の增值稅, 消費稅, 營業稅各暫行條例が適用されるようになった時点である(同「決定」, 金鑫主編『中国稅收實務全書』, 經濟管理出版社, 1995年, 150頁, 劉佐著『中国稅制50年(1949年-1999年)』, 中国稅務出版社, 200年, 295頁)。

- (30) 海關總署・財政部・對外經濟貿易部「關於中外合作經營企業進出口貨物的監管和征免稅規定」(1984年1月31日公布, 2月1日施行)第6条, 國家計畫委員會条法弁公室編『重要經濟法規資料選編・1977-1986』, 中国統計出版社, 1987年, 1415頁。
- (31) 「中華人民共和國中外合資經營企業法實施條例」(1983年9月20日公布)71条, 對外經濟貿易部外国投資管理司編『利用外資文件匯編(第二集)』, 中国經濟出版社, 1989年, 70~71頁, 同「企業法實施條例」邦訳, 日本國際貿易促進協會『中国對外經濟關係法令集』, 1984年, 156頁, 海關總署・財政部・對外經濟貿易部「關於中外合資經營企業進出口貨物的監管和征免稅規定」(1984年4月30日公布, 5月1日施行)第4条, 第6条, 國家計畫委員會条法弁公室編『重要經濟法規資料選編・1977-1986』, 中国統計出版社, 1987年, 1417~1418頁, 同「規定」邦訳, 日本國際貿易促進協會『中国對外經濟關係法令集』, 1984年, 194頁, ④は「輸出入商品の工商税に関する徴免稅規定」(財政部關於進出口商品征免工商稅的規定, 1980年12月30日通知), 日本國際貿易促進協會『中国對外經濟關係法令集』, 1984年の同「規定」邦訳, 83~84頁, 「輸入商品の工商稅徴免について」と「委託加工, 組立加工受注企業の工商稅及び所得稅の徴免稅について」の規定に関する上述関連本文②, ⑤, ⑦の一般規定でもある。
- (32) 海關總署・財政部「關於中外合作開採海洋石油進出口貨物征免關稅和工商統一稅的規定」(1982年2月28日國務院批准, 同4月1日發布), 《對外經濟貿易年鑑》編輯委員會編『中国對外經濟貿易年鑑・1984』, 中国對外經濟貿易出版社, 1984年, III-64~65, 同「規定」邦訳, 日本國際貿易促進協會『中国對外經濟關係法令集』, 1984年, 185~186頁。
- (33) 海關總署・財政部・對外經濟貿易部「關於中外合作經營企業進出口貨物的監管和征免稅規定」(1984年1月31日公布, 2月1日施行)第4条, 第6条, 國家計畫委員會条法弁公室編『重要經濟法規資料選編・1977-1986』, 中国統計出版社, 1987年, 1414~1415頁, 同「規定」邦訳, 日本國際貿易促進協會『中国對外經濟關係法令集』, 1984年, 192頁。
- (34) すでに拙稿「プロレタリア文化大革命・四人組期の混乱収束から改革・開放政策への転回過程における中国對外經濟貿易機構の再編(IV)」, 『広島経済大学経済研究論集』第31巻第4号, 2009年, 111頁で触れた。1980年9月10日公布の最初の「中華人民共和國中外合資經營企業所得稅法」は1983年に一部修正された。ここでは修正後の第5条によっている。「全國人民代表大會常務委員會關於修改《中華人民共和國中外合資經營企業所得稅法》的決定」(全國人民代表大會常務委員會1983年9月2日通過), 『中国經濟特區和對外經濟法規(第一集)』(中国對外經濟法規文庫), 海天出版社, 1986年, 159頁, 同「企業所得稅法」邦訳, 日本國際貿易促進協會『中国對外經濟關係法令集』, 1984年, 169頁。最初の「中外合資經營企

- 業所得税法」の文言については、拙稿「プロレタリア文化大革命・四人組期の混乱収束から改革・開放政策への転回過程における中国対外経済貿易機構の再編(Ⅳ)」、『広島経済大学経済研究論集』第31巻第4号, 2009年, 111頁, 脚注⁽⁸⁸⁾を参照されたい。
- (35) 合弁企業については拙稿「プロレタリア文化大革命・四人組期の混乱収束から改革・開放政策への転回過程における中国対外経済貿易機構の再編(Ⅳ)」、『広島経済大学経済研究論集』第31巻第4号, 2009年, 111頁, 同上修正後「中外合資経営企業所得税法」第5条, 同上邦訳書, 169頁, 外国企業については, 同拙稿, 116頁(「外国企業所得税法」, 《対外経済貿易年鑑》編輯委員会編『中国対外経貿易年鑑・1984』, 中国対外経済貿易出版社, 1984年, Ⅲ-57, 同邦訳書, 175頁参照)。合弁企業と外国企業に対する優遇措置には差があるが, ここではその詳細について述べない。詳細は同拙稿を参照されたい。
- (36) 拙稿「プロレタリア文化大革命・四人組期の混乱収束から改革・開放政策への転回過程における中国対外経済貿易機構の再編(Ⅳ)」、『広島経済大学経済研究論集』第31巻第4号, 2009年, 112頁, 同上修正後「中外合資経営企業所得税法」第6条, 同上邦訳書, 169頁。
- (37) 合弁企業については同上拙稿, 112頁, 同上修正後「中外合資経営企業所得税法」第7条, 同上邦訳書, 169頁, 外国企業については, 同拙稿, 116頁, 「外国企業所得税法」第6条, 《対外経済貿易年鑑》編輯委員会編『中国対外経貿易年鑑・1984』, 中国対外経済貿易出版社, 1984年, Ⅲ-57, 同邦訳書, 175頁参照。
- (38) 「中華人民共和国中外合資経営企業所得税法施行細則」第13条, 《対外経済貿易年鑑》編輯委員会編『中国対外経貿易年鑑・1984』, 中国対外経済貿易出版社, 1984年, Ⅲ-51, 同上邦訳書, 172頁, 「中華人民共和国外国企業所得税法施行細則」第18条, 同上『年鑑』, Ⅲ-60, 同邦訳書, 179頁。
- (39) 拙稿「プロレタリア文化大革命・四人組期の混乱収束から改革・開放政策への転回過程における中国対外経済貿易機構の再編(Ⅳ)」、『広島経済大学経済研究論集』第31巻第4号, 2009年, 111頁, 脚注⁽⁷⁹⁾, 同上「中外合資経営企業所得税法施行細則」第3条, 《対外経済貿易年鑑》編輯委員会編『中国対外経貿易年鑑・1984』, 中国対外経済貿易出版社, 1984年, Ⅲ-50, 同上邦訳書, 171頁, 同拙稿, 115頁, 「中華人民共和国外国企業所得税法」第4条, 同『年鑑』, Ⅲ-57, 同邦訳書, 175頁参照。
- (40) 拙稿「プロレタリア文化大革命・四人組期の混乱収束から改革・開放政策への転回過程における中国対外経済貿易機構の再編(Ⅳ)」、『広島経済大学経済研究論集』第31巻第4号, 2009年, 115頁, 脚注⁽⁸⁸⁾参照。
- (41) 同上拙稿, 136頁。
- (42) 金鑫主編『中国税収実務全書』, 经济管理出版社, 1995年, 208頁。
- (43) 片岡幸雄・鄭海東『中国対外経済論』, 溪水社, 平成16年, 294頁。
- (44) 同上書, 372頁。
- (45) 1998年に江沢民ははっきりと述べている。「経済のグローバリゼーションは世界経済発展の客観的な趨勢であり, いかなるものといえどもこれを避けて通ることはできないのであって, いずれもこれに参画していかなければなるまい。問題の鍵は, このグローバリゼーションの趨勢に弁証法的にいかに対応するかである。この有利な面もみなければならぬし, 不利な面もみなければならぬ。中国のような発展途上国からはこの点こそが最も重要である」(『人民日報』(海外版)1998年3月10日号)。
- (46) 中国は世界政治経済に対するスタンスからも, 一般的に自己が直接参画しない外部からの動きに対して, 全面的に受け入れることが少ない。これは世界政治経済の民主化を指向するということからくるようである。拙著『中国の対外経済論と戦略政策』, 溪水社, 2006

年，第八章を参照されたい。

- (47) H. MYINT, *Economic Theory and the Underdeveloped Countries*, OXFORD UNIVERSITY PRESS, 1973, p. 134. H・ミント著，渡辺利夫・小島真・高梨和紘・高橋宏訳『低開発国の経済理論』，東洋経済新報社，昭和48年，144頁。
- (48) *ibid.*, p. 124. 同上邦訳書，136頁。
- (49) ミントは，オリーンの言う理想的な貿易の型が当てはまるのはヨーロッパの人口過剰の先進国であり，低開発国の場合理想的な国際貿易の型と現実の型は大きく乖離し，低開発国の場合その増大する人口に対処すべく労働集約財の輸出貿易を確立することに成功し得なかったが故に，低開発な状態にとどまっているのだとの認識に立つ(*ibid.*, pp. 137-138, 同上邦訳書，147~148頁)。
- (50) この発想の発展戦略はその後「国際大循環経済貿易発展戦略—労働集約型製品輸出を基礎とした現代的高度発展段階到達戦略のグランドデザイン」として一つの定式化をみる(片岡幸雄・鄭海東著『中国対外経済論』，溪水社，2004年，129~131頁)。
- (51) 拙著『中国の対外経済論と戦略政策』，溪水社，2006年，338頁。